

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。  
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○とかしき委員長 次に、尾辻かな子さん。

○尾辻委員 立憲民主党の尾辻かな子です。

まずは、一回、法の改正案の前に、先にちよつとコロナ対策のことをお聞きしたい。その後、法案の方に行かせていただきたいと思えます。

今日は、九都府県で緊急事態宣言の延長を決められるという日になりました。次なる大きな波を起さないためにも、そして医療崩壊を起さないためにも、今回の緊急事態宣言の延長というのは、私から見ても妥当な判断ではないのかというふうに感じております。

その中で、今日も、済みません、お忙しい中、朝からも会議をしていた後に、尾身先生に來ていただいて、ありがとうございます。先に尾身先生にお聞きをさせていただければと思っております。

それは、やはり私は地元の大阪の第四波のことをちよつとお聞きしたいと思っております。実は、大阪の五月のコロナ感染による死者数とい

うのは、昨日時点で七百九十一人。一か月で七百九十一人という、膨大な、もう本当に、多分、五月いっぱいでは八百人になるんじゃないかという方が、もう本当に言葉を失うような状況であります。第四波が始まった四月と一緒にしますと、四月がたしか二百七十二人です。四月と五月を合わせて千六百十三人。今、全体で大阪は二千二百四十七人亡くなられておりまして、三五%がこの第四波で命を失われた状態になっております。

このような状況になった原因、要因は何だというふうに捉えておられるのか、尾身会長の御意見を伺いたいと思えます。

〔委員長退席、長尾（敬）委員長代理着席〕

○尾身参考人 大阪で死亡者が多かったという委員の御指摘ですけれども、そこについては、私は、基本的には二つの理由があったと思えます。

一つは、これを東京と比べると比較的明らかですけれども、東京はこれだけの人口がいるけれども、高齢者の死亡者が少ないですね。これの一つはつきりどうもしているのは、大阪では高齢者施設の死亡者がかなり出て、高齢者施設のクラスターの連鎖が起きたというふうに考えたらいと思えます。それに比べて、東京の場合には、比較的早く閉じたということです。

それが一つの理由ですけれども、では、それがなぜ起きたか。こちらがより根本的な理由になると思えますけれども、これはまだ評価の途中ですけれども、私どもが今評価しているのは、これは様々な理由で、大阪府で、例えば重点措置を検討

し、それを要請し、さらに決定するまでの時間がありますよね。これが、やはり少し手間がかかったというのが、私は、これは後から見るとあるのが、大阪の場合には少しアクションが、これは誰が悪いとかということではないと思えますけれども、様々な理由でそのアクションが少し遅かったということだと私は今解釈しています。

○尾辻委員 確かに蔓延防止等重点措置は、やはり、今回より二週間前に出さなければならなかったであろう、私の感覚では、蔓延防止等重点措置のときに緊急事態宣言を出さなければならなかったのではないかと感じています。

そういった、今回の大阪のことについて、特に全国一のこういう死亡者数になったというところで、検証がやはり必要だというふうに考えております。尾身会長はどのようにお考えになられるでしょうか。

○尾身参考人 委員がおっしゃるように、この検証というのは様々な意味でやる必要があると思えますけれども、私は、一つは、やはりタイミンというものが、対策自身の内容も妥当性というのがありますけれども、タイミンというものは私はかなり重要で、そういう意味では、これは私の個人的な意見で、お願いというか、国会議員の先生の前でこれはなかなか難しいと思うんですけれども、重点措置の発出するまでのプロセスが、ほぼ緊急事態宣言のプロセスと一緒にすよね。恐らく、違いは総理大臣の記者会見があるかないかみたいな、やや大ざっぱに言うところとそんなところで、そもそも

重点措置というのとはなるべく早く早く機動的に打つということなんだけれども、そういう発想で、そうあるべきなんだけれども、随分重いプロセスになっっているので、ここは何とか、一感染症の専門家としては、そういうことをすぐに検討していただければ、今回の大阪のこともそれが一部関係していると思うので、これは私の個人的な希望でございます。

○尾辻委員 ありがとうございます。

今、尾身先生からあった、緊急事態宣言と蔓延防止等重点措置の違いは総理の会見があるかどうかで、実は、沖繩への緊急事態宣言の発出では、実は菅総理は会見をされておられないで、ちょっと今の議論とは関係ない話なんですけれども、私は、これは本当に、総理にちゃんと会見していただかなければいけない、特に緊急事態宣言を出すというのは非常に私権制限がかかる話ですから、やはり一国の総理がやっていたかなければいけないというふうに思いますので、是非、田村大臣、また閣議のときなどに総理に言っていただければと思います。これは要望にとどめます、今日は時間があれです。

先生からの宿題は、しっかりと私たちも受け止めたいと思います。

大阪は、実は、ちょっと上がって、若者たちの感染者が上がるたびに、手前に指数を作って見ていたんですね。ただ、それがうまく蔓延防止等重点措置につながらなかったというところがあります。そこは、もう何度も申し上げているように、聖火リレーの問題とかがあったんじゃないだろうか

と想っております。

やはり、私は今思うのは、この大阪の教訓を、これからの、特にインド変異株、やはりイギリス変異株のそのスピードというのが、物すごく感染スピードが速くて、大阪の藤井健康医療部長も四百人を超える重症者というのは想定外であったというふうにはつきりおっしゃっておられるんですね。このインド変異株と同じことを起こさないために、長妻委員とも尾身先生はお話をされていますけれども、私は、既に、ちょっと水際はもう突破をされているんじゃないか、もう市中感染のステージに、どうも、インド変異株、なっているんじゃないかと思わざるを得ないと思います。先生の評価はいかがでしょう。

○尾身参考人 委員おっしゃるように、いわゆるインド株と言われている変異株は、もう国内、地域に来ていて、地域の中の感染が少しずつ広がっているというふうに考えておいた方がいいと思います。

○尾辻委員 そうなんです。だんだん地域に広がっていつている、それもスピードや感染力がイギリスの変異株よりも強いんじゃないか。

それで、例えば、今日、京都大学の西浦先生がツイッターでこのようなことをつぶやいておられます、インド変異株は今の公衆衛生的介入では止めることが厳しいということもあり得ると。今の、つまり緊急事態宣言などの措置ではもう止めにくいということ、可能性について、言及されておられます。

尾身先生は、このような見解に同意されるか、

やはりそういうこともあるだろうと思われておられるでしょうか。

○尾身参考人 私は、インド株に対する対応としては、二つの側面があると思います。それは、国あるいは自治体の政策です。それと呼応する形の、一般市民の感染対策に係る協力です。

この変異株というのは、従来株よりやはり感染しやすいと思います。それは、同じ空間にいても、今までは比較的長くないなきやうつらないのが、比較的短い時間でうつる、あるいは、換気が悪いところだとうつりやすいというところで、今までよりもううつりやすいということがあって、そういう国、自治体の対策という意味で、今、西浦さんの言ったのはそういう趣旨です。人流を下げるとか、そこは大事だと思えますけれども、もう一つ、私は、単にもう人々の協力ということ

としては、今、緊急事態宣言に対する効果というのが去年の四月に比べて薄れていることは間違いないので、こういう実態があります。

この実態に対しては、私は、科学と技術を駆使する、今までも使ってきましたけれども、これを最大限に活用する時期。それが一つがワクチンであり、検査を今、ここでも国の方も真剣になつてくれるような検査とワクチンと、それから、実は余り一般の人には興味がないと思いますけれども、疫学情報の共有というのは、これは日本は極めて発展途上国です。ここを何とかITのテクノロジーを使って、今までのいろいろな試みがあったんですけども、なかなかうまくいかない。ここに来て、もう絶対に検査とワクチンとITテクノロジーに

よる疫学情報の迅速なる自治体間での共有、この三つが、さっきの人々の行動、西浦さんの言っていることに加えて重要だと思えます。

**○尾辻委員** 大臣、今の尾身先生の三つが大事だということはお聞きいただきましたでしょうか。じゃ、うなずいていただきました。しっかりとやはりここをやつていかなければいけない。これは私たち立法府にいる人間も一緒だと思いますので、やはり専門家の先生方も、しっかりと分析するためにはそのためのデータがないとどうしようもないという部分がありますので、これもしっかりと受け止めていきたいと思えます。

あと一問だけ、ちよつと尾身先生とさせていただければと思うんですけども、今大阪で大事になつてることが二つありまして、一つは、伊佐先生もやられました後遺症への支援をどうしていくかという部分。後遺症ですね。いわゆるロングコビッドと呼ばれるような後遺症。実は保健所は十日間の待機が終わったら積極的に動いてくださいますかと言っちゃうわけなんです。これももうちよつと、さすがに、積極的に動く、今、後遺症がありますから、余計にしんどくなるという方がいらつしやるので、そこへの支援をちゃんと、やはり大阪の場合、感染者数が多いのでやらなきゃいけないというのと、もう一つが遺族ケアでして、例えば家族で感染した場合は、自分が持ち込んでしまったがゆえに、例えば自分の夫とか妻とかに感染が、うつって感染してしまって、それで亡くなつてしまったということで、物すごく自分を責めながら、でも、感染した事実をほとんど誰にも

言えないということ、本当に何かどこにも行き場がない、孤独と自責の念でどうしようもないような状態があつて、これはちゃんとやはり遺族のケアとか、グリーフケアをする、そういったこともこれからちよつと必要になるかと感じております。

ちよつと先生の専門外かもしれませんが、御見解をいただければと思えます。

**○尾身参考人** 後遺症のケアと、それからグリーフケアですよね、心のケア。これは本当に後遺症というのはかなり頻度の高い割合で起きていそうなので、この二つについてはしっかりと、今も既にそういう試みが始まっていますけれども、これについては各地方自治体の動きを国はサポートしていただければと思えます。

**○尾辻委員** ありがとうございます。

それを受けての大臣の議論は、またちよつと来週させていただければと思えます。済みません。ちよつと時間の関係で。

尾身先生、以上で結構でございます。お忙しい中、ありがとうございます。

じゃ、引き続きです。

これもちよつと確認だけしておきます。やはり今、オリンピック、パラリンピックの開催を、非現実的になつてきているような状況の中で、私がやはり気になつていのはホストタウンなんです。これは本当に各自自治体も今交流事業の実施に悩んで、国から求められているマニュアルの提出も、本当に難しく、難題が降りかかっているという状況で、やはりそろそろホストタウンも強行する

ような状況ではないんじゃないかと思つています。この間、議論してきて、例えば様々な交流を中止する自治体の情報を報道で拾う体制はおかしいということも申し上げてきましたし、そば打ちなどの交流イベントというのも、もう今の時期はおかしいんじゃないかとも投げかけてきました。この議論で、実は事前キャンペーンの受入れは三百四十自治体がやるということも教えていただいたところですよ。

様々調べているうちに、実は五月十四日にホストタウン事業の中で落札している事業があつたんですね。まず、ちよつとその金額だけ教えていただきたいと思いますが、五月十四日に落札されたオリパラ基本方針推進調査、新型コロナウイルス流行下におけるホストタウンの交流や情報発信の在り方等というのは、幾らで落札、契約をされたものでしょうか。

**○植松政府参考人** お答えいたします。

ただいま御指摘のありました調査につきまして、税込み価格で十二億九千三十万でございます。

**○尾辻委員** そうなんです。これは今です。

今、ホストタウンに十三億のお金がまた税金から投入されているということなんです。

ちなみになんです。オリパラ基本方針推進調査、これは累次にやっているので、これも、これまでで大体幾らぐらい使われてますか。

**○植松政府参考人** お答えをいたします。

平成二十八年度から実施しております、総額といたしましては約四十三億六千九百万でございます。

○尾辻委員 そうなんですよ。だから、ホストタウンは、実は地方交付税措置とか地域活性化事業

債で財政措置しているんですが、それ以外にも四十億近くがやはりオリパラのために使われている。

この内容、ちよつとまた、これは今後もうちよつとやるので、今日は指摘にとどめたいと思いますけれども、今回の十三億の中身というのは、コロナ禍なので、オンライン交流などの支援をしますよ、その発信の手伝いもして報告書にまとめますよというような内容なんですよね、大体ね。

これは何か、何となく自作自演じゃないかと。ホストタウン交流をやりました、コロナ禍でもという、ちよつとアリバイづくりに、本当にこういう無理をしているんじゃないかなと。結局、政府が政治家がオリパラ中止ということをしないうえに、こんな無理くりなことをしているんじゃないかということでもあります。

また詳しくは今度やりたいと思いますので、今日はこれとどめて、育介法の改正案のことを残りの時間で聞いていきたいと思えます。大臣、お待ちをいたしました。

今日も午前中、参考人の方から非常に有意義な話がありました、やはりちよつと私は、今回の特に出生時の育休制度についてはかなり疑問を持っています。本当に今日も聞いて思ったんですけれども、立法府の側も、衆議院も女性が一〇%、一割という中で、例えば育休を取る女性たちの生の声が立法府の中でもやはりなかなか聞こえてこないような状況の中で、性別役割分業がなかなか打破されないのかな、そして、男性の長時間労働

というのもあるのかなというふうに感じております。

基本的に、今回の法律なんですけれども、読み方として、やはり片方の性にのみ対象の育休制度になるわけですよ。法律上はそう書いていないけれども、産後八週というのは基本的に女性は産休がありますから。そうすると、男女平等の観点から、やはりこの法律はずれんじやないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

〔長尾（敬）委員長代理退席、委員長着席〕

○田村国務大臣 法律を作った前提といえますか、立法事実といえますか、それはおっしゃられるとおり、男性の育児休業というものの取得率が七・四八、非常に低い、上がってきたとはいえ、女性と比べると桁が違うわけですね。そういう意味で、そこを取得をいただくためのまず入口として、このような形にしました。

ただ、法律のたてつけ上はどうなっているかというところ、今委員がおっしゃったとおり、要するに、出産されたお母様は産後休業があるわけですよ、休めるわけですよ。ところが、一方で、出産していない人に関しては、これはそれがいいわけですね。そこを同じように、同じ時期に取って共に育児をやるという法律ですから、別に女性であっても取れる、つまり、言うなれば、出産してなければという形になるわけでありまして、そういう意味で、男女と書いていないというのはまさにそういうことでありますから、産後で取られる方と同じような形、出産で取られるような方の期

間を、要は育児休業として特別に取れるような、そういうような制度を今回設けさせていただいたということ。

ただ、立法趣旨的には、男性が非常に低いから、そこを取らせていきたいという中で、こういう、言うなれば、就業というものも含めて一定期間やれるような形になっておりますが、取るという意味からすると、今申し上げたみたいに、女性であっても取れるということでもあります。

○尾辻委員 その答弁はちよつと、非常に、私、詭弁だなと感じるわけです。

というのが、じゃ、男性以外にこれを取れるのは、恐らく、特別養子縁組をした女性ぐらいじゃないですか。

○田村国務大臣 養子というような形ですね、特別養子には限らず。要するに、一歳までですから、一歳で自分の子供で出産していないという場合は取れるということになります。

○尾辻委員 要は、でも、ターゲットはやはり男性になるわけですよ、そこは共通点だと思えますので。そこがやはり、ジェンダー平等の観点からいくと、性別役割分業の固定化、今日も参考人の方からも御指摘があったように、固定化する育休制度にならないのかと。男女が共に育児ができる社会を目指すための育休制度というよりは、どういう形でもいいから男性に育休を取ってもらう、それも、その間半分働いてもらう、だから、会社にも家庭にもちよつと貢献したように見えてしまう育休みたいな感じに見えるわけですよ。産後八週ということですよ、この産後八

週というのは、なぜ産後八週にしたのか。これは、産後ケアを担ってもらうという意味で産後八週にされたのか。大臣です、大臣。

○田村国務大臣 まさに出産をされた女性にとつて一番大変といえますか、子供を産まれて、まだ非常にお体の方も本調子に戻られないという中で、お子さんはちっちゃいわけでございます、生まれたばかりでございますから、いろいろな形で育児に対して負担がかかる時期であります。

そういうときに男性も取っていたら、育児家事も含めてであります。参画をいただくということ、それによって、女性の負担も当然減ります。が、男性も、一番生まれつきで言うならば大変なお子さんとして接して育児をやっていたら、くことによつて、子供への愛着形成等々も深まりますし、当然、パートナーに対しての愛情も更に深まるというわけでございますので、そういう意味合いで、この時期に取っていたらどうかということとあります。

そうすると、次に向かつてまた育児休業を取ろう、また家事をやる、育児をやるというように思いを持っていただけるとはいいか、こういう期待を込めて、この時期をこういう形の中で設定をさせていただいておるとあります。

○尾辻委員 大臣のことから、産後ケアという言葉がちよつと具体的にはなかったんですが、この役割の中には産後ケアを担ってもらうということも含まれているということでしょうか。

○田村国務大臣 産後ケアという言葉が広いものですから、やれること、やれないことはあると思

います。ただ、やはり、産後大変な時期でありますから、夫婦としていいですか、パートナーとして、産後ケア、ケアをやる部分もあると思います。そういう部分も含めて対応いただくということでもあります。決してそれを外しているというわけではありません。

○尾辻委員 そうすると、なおさら、産後ケアを担っていたくのも役割の一つだとするならば、出生時育児の期間の半分仕事ができるという、今回たつてつけ、就業が可能になる、もちろん労使協定とかいろいろありますよ、そこはにおいておいて、たつてつけ上そうなるわけですね。これで本当に、じゃ、産後ケアの役割を担うのかということ、やはり非常に私も問題だと思っております。

というのは、やはり、特に生まれたばかりというの、女性の方も体調がどうなっているか分からないし、子供だって、そういう、自分の予定どおりにはもちろんならないということを考えると、これはやはり、本当は半分仕事じゃなくて、しっかり、もしやるなら休んでいただくかなきゃいけないものになるんじゃないかなと思っております。

じゃ、ちよつと今こつちの話に飛びましたので、先にそこだけちよつと確認しようと思っておりますけれども、そうすると、就業する予定があつても、その取得者が子供や妻の状況では就業がかなわないうことは必ず想定されると思うんですけれども、そういうことは必ず想定されると思うんですけれども、そういった場合はどうなるんでしょう。同意を取り直すというふうにしたか今書かれていますかと思つてますが、これは事後的に、つまり、今日は就業の日でしたけれども、妻と子供の状態が

あるので、自分は今日は仕事ではなく育児をしますということができるとは思いませんか。

○田村国務大臣 それは、どうしてもというよりか、言うなれば、一応これは同意をしているわけですよ、この日とこの日と。もちろん、あらかじめ、どの日かということを出して、その上で、事業主と相談をした上で、同意をして、じゃ、この日とこの日にしようかと。それに対して、例えば五月の三十日が、お子さんの状況が悪くなる、奥さんの状況が悪くなる、いろんなことでどうしても休まなきゃならないという場合を言われているとすれば、それは同意を撤回という形になるわけがあります。

○尾辻委員 じゃ、その場でフレキシブルにできるということでしょうか。

○坂口政府参考人 ちよつと条文等、技術的な部分もございまして、お答えを申し上げます。

今、大臣からも御答弁させていただきましたとおり、あらかじめ、労使で就業の日時等については同意の手続ということをやりますけれども、やはりいろんな健康上の変化とか事情もありますので、同意した日時の就業が困難となるということも想定されます。

そういうこと、日時を決定を同意した後であっても、実際に休業を開始される前までの間につきましては、就業してもよい日時とか上限日数、時間数等の条件、いろいろございますけれども、そういうことについては、労働者の側から変更するというようなことは可能としておりますし、また、休業中の就業に關します労働者の同意自体という

ものについての撤回ということについても、理由を問わずに可能ということとしております。

ただ、それと、休業開始後ということになりますと、やはり一定の制約ということにはございますが、その場合でも、配偶者の疾病でありましたり、それに準ずる心身の状態の悪化等の特別の事情がある場合には、労働者が同意を撤回することを可能とするという予定でございます。

**○尾辻委員** 坂口局長、最後だけ答えていただければいいので、ちよつとよろしくお願いしますね。基本的に、全部大臣に答えていただこうというのでやっていますので。

ちよつと私、やはりいろんな危惧を感じているんです。

例えば、自分は育休取ったから家にいますという男性が、本当に、じゃ、子供の世話をするスキルを持っているのかという。今、コロナ禍でリモートワークになって何が起きているかというところ、やはり夫婦で例えばリモートワークしていても、夫は自分の仕事をしている、妻は子育てをしながら夫の昼御飯まで作って、子供の昼御飯まで作って、何か訳が分からぬと、すぐく女性の方が負担がかかる。

もしかして、この育休、そういうスキルがない人が、いや、でも、会社が休めと言うんですよ、くるみんな取るためには、プラチナくるみんな取るためにはとかいってやって、休んだら、ほら、何もしない。さっきあったように、ゲームだけしているとか、そんなことにもならないかということも非常に感じるわけです。

今回のこの出生時育休の一番の私は問題だと思うのは、男性の育休というのは仕事をすることが当たり前なんだと、今回、半分仕事しますからね、できますからね、仕事をすることが当たり前、やはり男は仕事だよという誤ったメッセージを発することになりませんか、大臣。

**○田村国務大臣** まず、今、テレワークは、育児家事をするためにテレワークという話じゃなくて、感染症を防ぐためにテレワークという形で導入されていますから、まずは入っていくモチベーションが違いますよね。

要は、今回は育児休業を取っていたかどうかということが前提ですから、ですから、それは、能力がないのならば、父親学級でありますとかいろいろなところで、まずノウハウを持ってから計画的に休業に入っていたかどうかということが重要だということに思います。

その上で、前提ではないかという話ですが、前提だと思っている人がいるんですね、男性には、残念ながら。その人が、いきなり、本当はもう全部休んでもらいたいです、我々も。休むことが本来です。だけれども、ちよつとあんた休んでみないと、本当にそうあんたは思っているけれども、やってみたら違うんじゃないのということを気づいてもらいたいですよね。自分がいなくても、ああ、大丈夫なんだと。三分の一でも、例えば四分の一しか出なかったとしますよね。四分の一であっても、ああ、何だ、回っていくんだと思ったら、そうしたら、次、育児休業を取りやすくなるわけなので。

そういう意味で、そういうことも気づいていただきたいという思いがあつて、本当は初めから全部休む、そんなの俺がいなくても大丈夫だよと思っておられればこんなものは取れないわけであつて、そう思っていない方がおられますから、そこに、何だ、俺ってそこまで、俺がいなくたって会社で回るんだねということを感じて、家庭を大事にしていたら、こういうことをやはり分かっていたら、こういう意味での今回のポジティブアクションでございまして、これが普通になれば、これをいつまでも続けるという制度ではないというような我々考えの下で提案をさせていただいているわけでありまして。

**○尾辻委員** 西村委員との中でも、これ、本当にポジティブアクションと言っているのかということのを私もすごく感じています。

今回の出生時育休制度のみとしているこの就労の例外、これがほかの育休制度にも広がることを私はやはりすごく懸念しているんですね。というのが、今まで、派遣労働もそうですけども、専門業種だけとしていたのがどんどんどんどん広がっていつている。労働法制というのは、いつもアリの一穴が空いたらそこからどんどん広がっている、そういうことをやっているわけです。

実際、ニーズ調査を見ると、女性の側にもやはり働きたいというのはあるんですよ。これから人手不足の中で、ニーズがあるからということ、じゃ、今度、育休制度自身にやはり就労の例外を設けていこう、こういうふうには広がることは本當にないのか、大臣の御見解をお聞きしたいと思

ます。

○田村国務大臣 法律の考え方は、しっかり休んでいただくというのが本来でございますので、こういうものがほかの育休に広がっていったら、これは困りますし、委員は多分、何か規制改革の名の下にいるいろいろなことをやられるんじゃないかというふうに思われているんだと思いますが、本来考え方が全く違いますから、そのようなことはないといい中において我々は提案させていただいておるといふことでございます。

○尾辻委員 こういった本場に例外を設けることは、私はやはり本場にすぐく危惧をしているんですよね。ちよつと時間がないので、次の質問に行きたいと思うんですけども。

今回の出生時育休によって、例えば、雇用均等基本調査のカウントの話を確認しておきたいと思うんですけども、雇用均等基本調査では、今回のこの出生時育休を取ると就業期間が除外されずに四週間という期間でカウントされる、そうすると、きつちりとした実態把握とこの基本調査がずれてしまうということが指摘されているわけです。ちよつと大臣、これはやはり直さなきゃいけないのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○田村国務大臣 御心配の点、参議院の厚生労働委員会でも、附帯決議で、本則、附則の規定に基づく検討、これ、検討規定があるわけでありすが、検討すると書いてあるわけでありすが、出生時育休休業等の取得期間、それから出生時育休休業中の就業等についての詳細な調査を行

う、こういうふうなことが検討ということを書いてあるわけでありすが。

正直言つて、この基本調査自体は毎年やっていますけれども、ちよつと内容的に何もかも毎年というわけにはいかないというのが本当のところでございます。そして、そういう意味からすると、毎年毎年というわけにはいかないとは思いますが、このような形で附帯決議もいただいておりますので、適切に把握方法、これを検討してまいりたいというふうには思っております。

○尾辻委員 雇用均等基本調査って毎年ではなかったかと思うんですけども。毎年でしたっけ。

○とかしき委員長 田村厚生労働大臣、申合せの時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。

○田村国務大臣 これは、調査は毎年やっております。その中で周期的にいろいろな調査をやっているということでもあります。

○尾辻委員 私もちよつと確認したいと思えますけれども。ちよつと時間が来ていますけれども、今回の育休の改正法案で、ただ、よかつた点が一個あるかなど。それは、一年未満の非正規雇用も育休が取れるようになった、ここは本場によかつたと思えますが。ちよつと出生時育休については、私はやはり疑義を呈しておきたいと思えます。以上で終わります。ありがとうございました。